

**【表紙】**

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年9月5日

【事業年度】 第60期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 日本電通株式会社

【英訳名】 NIPPON DENTSU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 上 敏 郎

【本店の所在の場所】 大阪市港区磯路2丁目21番1号

【電話番号】 (06)6577局4114番(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員業務管理部長 森 本 恒 雄

【最寄りの連絡場所】 大阪市港区磯路2丁目21番1号

【電話番号】 (06)6577局4114番(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員業務管理部長 森 本 恒 雄

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第60期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

第6 提出会社の株式事務の概要

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(3) <省略>

(訂正後)

(1)～(3) <省略>

(4) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を7名以内とする旨を定款に定めております。

(5) 取締役の選任および解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また取締役の選任については、累積投票によらない旨も定款に定めております。

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(6) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

①自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

## ②中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当として剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

## (7) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会特別決議の定足数をより確実に充足できるようにするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

<省略>

(注)記載なし

(訂正後)

<省略>

(注) 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利
2. 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 単元未満株式買増請求をする権利